

賃 貸 借 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、仮設観客席の賃貸借及び設置等について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に仮設観客席（以下「物件」という。）を賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

2 物件の設置場所、内容及び数量は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（賃貸借期間）

第2条 物件の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和7年1月10日から令和7年2月20日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 物件の賃貸借料（運送、設置、保守及び撤去に要する費用を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借料	金	円
消費税及び地方消費税額	金	円
合 計	金	円

（納入に係る費用）

第4条 物件の納入に必要な運送費及び組立費は乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

(賃貸借料等の請求及び支払)

第6条 乙は、撤去後の30日以内に賃貸借料等を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料等を支払うものとする。

(物件の保守)

第7条 乙は、甲が物件を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとする。

2 前項に規定する保守に要する費用は、賃貸借料等に含まれるものとする。

ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた物件の破損等に係る修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

3 乙は、物件の破損等により甲から要請があった場合は、速やかに現地に到達できる体制を確保するものとする。

4 乙は、物件の破損により甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物件を甲に対し無償で使用するよう措置するものとする。

(物件の取替え又は改造)

第8条 物件の取替え又は改造は、甲乙協議の上、行うものとする。

2 物件の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(契約不適合責任)

第9条 物件の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(物件の移転)

第10条 甲の都合により物件を仕様書に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における物件の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(物件の返還)

第11条 甲の都合による契約の解除により物件を返還する場合は、物件の撤去及び運送の費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う物件の撤去及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙又は乙の指示に基づいて物件の設置等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙は、相手方がこの契約の義務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、履行の誠意がないと認めるときは、文書によってこの契約を解除することができるものとする。

(契約に係る費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 氏 名 印

乙